

「登校拒否問題懇話会」

11年の活動を振り返って

大 嶋 美登子

A Report on “the Conference for School Refusal”

— A Review of its 11 Years’ Activities —

Mitoko OSHIMA

その意義を考えてみたい。

I はじめに

「登校拒否問題懇話会」と名付けた会合が、1982年 6月より今日まで続けられている。登校拒否(不登校)¹⁾は、近年、増加の一途をたどり、学校現場のみならず社会的にも、看過することのできない今日の大きな問題と考えられるようになってきている²⁾。しかし、十数年前の当時は、「登校拒否」という言葉そのものが限られた専門家や関係者の間だけで使われていたにすぎず、その存在は、一般社会はもちろん学校現場の教師達にとってもなじみの薄いものであった。それだけに、特別な理由もなく、あるいは、周囲の目から見ると取るに足りない理由で、学校に行かない・行けない子どもは、多くの人々にとって信じ難い存在であり、関係者の悩み・困惑は非常に大きいものであった。

当時、筆者が勤務していた大分県精神保健センター(以下、精神保健センターと略す)においても、そのころから、いわゆる「登校拒否」についての相談が目立つようになり、増加してきていた。そうした背景の中から「登校拒否問題懇話会」(以下、懇話会と略す)が生まれた。

本稿では、筆者が会の事務局を担当した期間(発足から1993年4月までの11年間)の活動を振り返り、この会が行ってきたことをまとめ、

II 活動の発端

登校拒否についての一般社会の理解がほとんどなく、また、相談機関も個別にその対応に苦慮していた当時、他の相談機関や関係者をも交えた、事例検討会・勉強会を持ちたいと考えた。先ず、大分県中央児童相談所(以下、児童相談所と略す)のスタッフ(心理職)の賛同と協力を得て、精神保健センター所長(精神科医)と筆者(心理職)との3名が中心となり、他の相談機関の関係者にも声をかけて、1982年6月とりあえず、第1回の会合を持った。

このような勉強会を始めた具体的理由およびこの会に期待した事をまとめると、以下のようになる。

- ① 精神保健センターにおいて登校拒否の相談が目につくようになった。
- ② 相談事例の中には、複数の相談機関を訪ねている事例が散見された。相談者も困りきってあちこち相談しても満足できず、相談機関も十分な対応ができず苦慮していた。
- ③ 実際に相談・診療・援助に関わっている人(および機関)との連携の必要性を感じた。さらに、協力者の輪を広げたいと考え

た。つまり、援助者側が困難な相談事例を一人で抱えて孤軍奮闘、困惑孤立してしまわないよう、関係者の仲間づくりをし、援助のネットワークを作りたいと考えた。

- ④ 援助のむずかしい複雑な事例について関係者と検討し、より適切な対応・援助をしたい。登校拒否そのものについて、多角的に勉強し、理解を深めねばならない状況があった。
- ⑤ 精神保健センターは相談機関であると同時に医療機関でもあるため、関係者や関係機関に医療という立場から援助コンサルテーションができないかと考えた。現に、相談事例のなかには登校拒否を精神病とまちがって認識している例があった。また後にはその逆の場合も出てきていた。

精神保健センターの相談現場で、登校拒否や不登校に関わっていく中で、この現象は、単に本人の性格的情緒的問題とか、家庭の問題とか、学校の先生の問題のみに帰してしまうことができないものであることを実感していた。現実には個々のケースに関わる場合、その時期、状況に応じた、適切な援助が必要であり、そのためには、教育・福祉・医療の柔軟な連携と協力の必要性を強く感じた。そして更に、この現象は、今後更に広がり、社会的にも問題となると思われる、この現象を広くみんなで議論検討していく場を持ちたいと考えた。そこから、この懇話会が始まったのである。

III 活動内容

1. 懇話会の概要と特徴

第1回の会合は、上記の3人が中心になり、児童相談所、大分県教育センター（以下、教育センターと略す）等で、実際に不登校の子ども

に関わっている人たちに声をかけて、情報交換、実状報告を行った。

その場で、プライベートな自主的な集まりとして、今後も例会を続けていくことに話しがまとまった。そして、この会は、登校拒否、不登校、学校不適應などの子どもに実際に関わっている人、およびそうした問題に関心のある人、勉強したい人は誰でもが参加でき、3カ月に1回（6年目から1学期に1回）、午後6時（場合によっては6時30分）から約2時間、精神保健センターにおいて事例検討を中心に勉強会を持つことだけが決まった。お世話係としての事務局を筆者が担当することとなった。以後、この枠組みだけで、12年間例会が続いている。

本懇話会の特徴は、多職種の集まりであること、報告したい人や検討してもらいたい事例のある人が報告者・話題提供者となること、例会の案内は出さず、予算もなく、会費も取らず、参加したい人・参加できる人が集まる、といった点である。メンバーは懇話会の必要を感じた時に参加し、新しい人は口コミで加わるという具合に、入れ替わって行った。

事務局の役割は、例会での勉強内容や報告者の調整、日時や内容の問い合わせへの対応、会場準備などで、報告者が特定の助言者や関係者を必要とする場合はその依頼や調整なども適宜行った。また第5回目の例会からは、出席者に、氏名、所属、連絡先を書いてもらい、出席者名簿を作った。メンバー同士を知り合い当日の議論を活発にするためと同時に、例会以後にもメンバー同士が協力関係をもち易いように、その名簿を当日の出席者全員に配布した。

2. 例会のテーマと内容

筆者が事務局を担当した11年間に、37回の例会が開催された。その内容、報告者の所属、参加者数をまとめたものが表-1である。

(表一) 登校拒否問題懇話会例会まとめ

回	年月日	内 容	報告者所属	参加者数
1	82-6-2	各機関の現状紹介・情報交換(教育センター、中央児童相談所、大分大学、大分医科大学、精神保健センター)	同左	17名
2	82-9-1	多くの相談機関・医療機関をたずね歩き、2年間の休学の後復学した高校2年男子の事例	精神保健センター 教育センター	
3	82-12-1	家族全体に病理を持つ女子中学生の登校拒否へのかかわり	児童相談所	
4	83-3-2	別府地区の現状と問題の特異性	別府市青少年センター	
5	83-6-1	①児童相談所過去5年間の相談状況 ②中学時代に登校拒否が始まり精神症状を呈しながら寛解し、大検で大学に入学した男子の事例	児童相談所	15名
6	83-9-7	さまざまな問題行動と精神症状により精神病院と施設の入退所を繰り返している男子中学生の事例	児童相談所	16名
7	84-1-11	小学校時代より登校拒否をつづける中1男子 ——母親の変容を中心として	中学校(別府市)	19名
8	84-5-24	転校により不登校が長引いているS男 ——2回目の高校1年生	教育センター	21名
9	84-9-3	登校拒否を主訴に相談に訪れた精神疾患の諸事例(精神分裂病、躁鬱病、自己臭妄想、トゥレット症候群 etc.)	精神保健センター	21名
10	84-12-3	家庭内暴力少年——「オレの家でない」と新築の家の内装を破壊していた15歳の少年	児童相談所	19名
11	85-3-4	低学年時より不登校がちの女兒(小5)の指導について	小学校(別府市)	14名
12	85-5-2	いじめによる登校拒否 ——崩壊家庭で育った中3女子	別府市青少年センター	16名
13	85-9-5	母子家庭の登校拒否K男の事例 ——2度目の高1、母と子への援助	教育センター	10名
14	86-1-10	不登校の中1男子へのかかわり ——メンタルリハーサルを施行して	中学校(別府市)	11名
15	86-3-18	親のグループカウンセリング ——3施設よりの報告	精神保健センター 教育センター 児童相談所	19名
16	86-6-5	身体症状をきっかけに保健室にいりびたり、問題行動の絶えない中3女子生徒の事例	中学校(大分市)	11名
17	86-9-11	小1時父が急死し、母を助けてきた高1女子の不登校——母との面接	県教委生徒指導相談室	12名
18	87-2-9	要求水準の高い母子への関わり ——2度目の高2(男子)	教育センター	11名
19	87-5-18	会話による言語表現の乏しい不登校女兒へのかかわり——3回目、4度目の不登校	精神保健センター	9名
20	87-9-17	作品を通して登校拒否の子どもの心性をさぐる——手紙、詩、マンガ、絵画(18歳女子、12歳女子、15歳女子、16歳男子)	精神保健センター 教育センター 児童相談所	11名
21	88-1-7	学校に行けない子どもの進路保障を考える「水曜会」(子どもと親と教師の会)の活動	中学校(別府市)	6名

回	年月日	内 容	報告者所属	参加者数
22	88-5-30	「水曜会」夏のキャンプ報告	中学校(別府市)	9名
23	88-9-5	兄妹(小6,小4)の不登校事例 ——「親の会」とグループワーク	児童相談所	8名
24	89-1-13	転校を契機に不登校になった小1女兒とつきあって	精神保健センター	12名
25	89-5-11	登校拒否児に用いられる行動療法の理論と実際	別府大学短期大学部	14名
26	89-9-7	①再登校を始めかけた中2女子のケース ——生徒と教師のサポートチーム ②登校拒否の背景——家族と社会	教育センター 精神保健センター	8名
27	90-1-10	登校拒否という現象の最近の傾向	精神保健センター	9名
28	90-5-15	連携上の諸問題——立場・発想による違い(精神保健センター, 児童相談所, 教育センター, 別府大学幼児児童教育研究センター, 3箇所の高校)	同左各施設	12名
29	90-9-7	ある事例——登校拒否傾向, 非行傾向の高校1年男子のケース	高等学校(別府市)	7名
30	91-1-8	①試験不安と家庭内暴力を繰り返す強がり頑張り少年(高3男子) ②情緒不安定で家族に暴力をふるうA君(高1男子)	精神保健センター 教育センター	11名
31	91-4-9	クラブ活動の挫折から登校拒否になった高校生(高1男子)	別府大学短期大学部	14名
32	91-9-4	別府市教育センターにおける登校拒否指導の実践活動	別府市教育センター	13名
33	92-1-7	中学以来ひきこもり, 悩み続けている20歳の女性	精神保健センター 教育センター	11名
34	92-5-12	小2より登校できずにいる6年生の男子	小学校(大分市)	16名
35	92-9-8	小5男子H男(自閉症)の登校拒否 昆虫への興味から図鑑作りへ	教育センター	17名
36	93-1-12	①A高等学校の学校不適応生徒の現状と問題 ②登校拒否, 長期ひきこもり, 家庭内暴力を続ける24歳男子	高等学校(大分市) 精神保健センター	16名
37	93-4-20	不登校女子高校生(3年)の家族療法	精神保健センター	16名

精神保健センター：大分県精神保健センターの略

児童相談所：大分県中央児童相談所の略

教育センター：大分県教育センターの略

県教委生徒指導相談室：大分県教育委員会生徒指導相談室の略

内容を大別すると、事例検討、情報交換を含む現状報告・活動報告、および、講義その他とに分類できる。以下、それぞれの内容について若干の説明を加える。

① 事例検討

37回の例会のうち27回は事例検討を行っている。内、23回は事例検討のみを行っている。

検討されたのは31事例で、学校種別、男女別にまとめたものが表-2である。小学校1年生から24歳の成人までと幅広い年齢層にわたっている。

内容を個別にみていくと、24歳の事例に象徴されるように、長期間にわたって問題を持ち続けている事例がほとんどで、家庭内に複雑な問題を抱えている事例も少なくなかった。兄弟での不登校、障害児の不登校・不応、などもみられた。当初、意図していたように複数の相談機関で長期に関わってきた事例や、家庭環境や学校環境も含めて非常に複雑で困難な事例が多く検討された。

(表-2) 学校種別・男女別検討事例数

	男	女	計
小学校	3	3	6
中学校	3	7	10
高等学校	9	3	12
大学・成人	2	1	3
計	17	14	31

② 現状報告・活動報告

さまざまな相談機関の現状を知り、協力し合っていくことを一つのねらいとしていたこともあり、個別事例を踏まえた上で、さまざまな現状報告や活動報告が9回行われている。以下それらを列挙する。

- 第1回：各機関の紹介（精神保健センター、児童相談所、教育センター、大分大学、大分医科大学）
- 第4回：別府地区の現状と問題の特異性（別府市青少年センター）
- 第5回：児童相談所の相談状況（児童相談所）
- 第15回：親のグループカウンセリング（精神

保健センター、教育センター、児童相談所）

第21回：学校に行けない子どもの進路保障を考える「水曜会」の活動（「水曜会」子どもと親と教師の会）

第22回：夏のキャンプ報告（「水曜会」）

第28回：連携上の諸問題——立場・発想による違い（精神保健センター、児童相談所、教育センター、別府大学、B、C、D高校）

第32回：登校拒否指導の実践活動（別府市教育センター）

第36回：A高校の学校不適応生徒の現状と問題（A高校）

③ 講義・その他

参加メンバーの希望もあり、第9回、第25回、第26回、第27回の計4回、講義を行っている。内、第26回は事例検討を補足する形でのミニ講義となっている。担当はいずれもこの懇話会の発案者のうちの一人で、第9回は、医療の立場から精神科医が、いわゆる登校拒否と間違えられ易い精神疾患について具体的事例を挙げながら講義を行った。後の3回の内容は「行動療法の理論と実際」、「登校拒否の背景——家族と社会」、「登校拒否という現象の最近の傾向」であった。

また、第20回には「作品を通して子どもの心をさぐる」というテーマで、精神保健センター、児童相談所、教育センターで関わっている子どもの手紙、詩、マンガ、絵画を持ち寄り、検討するという試みを行った。

3. 参加メンバー

第2回、第3回、第4回については例会の出席者の記録をしていないため、この3回を除く34回の例会参加者について出席者名簿をもとに以下にまとめてみた。

参加延べ人数は、451人、平均では13.3人で、

(表一) 職種について

職 種	実人数	延人数	所 属
心 理 専 門 職	15	122	精神保健センター 児童相談所 大分大学 別府大学 県庁児童家庭課 私設相談所 フリー
現 場 教 師	44	126	小学校 中学校 高校 ろう学校 養護学校
相 談 機 関 教 師	38	152	県教育センター 県教委生徒指導相談室 別府市青少年センター 別府市教育センター
医 師	6	18	精神保健センター 保健所 県立病院 開業医
保 健 婦	3	7	精神保健センター
ケースワーカー	12	18	児童相談所 精神保健センター
学 生	5	5	大分大学 大分医科大学
そ の 他	3	3	県警少年対策室 県庁社会課

(表一) 参加回数別人数

回数	34	32	22	20	17	14	12	11	8	7	6	5	4	3	2	1
人数	1	1	1	1	1	2	1	1	2	4	2	5	13	14	24	53

各回毎の参加者数は表一にまとめた通りである。また、この懇話会に参加したメンバーの数(実人数)は126人であった。

メンバーを職種、所属についてまとめたのが表一である。さらに各々のメンバーについて参加回数をカウントしてみると表一のようなになる。

表一からも明らかなように、メンバーの職種や所属は多岐にわたっている。職種については中心となっているのは、心理専門職と教師である。両方を合わせると、実人数で97人/126人、延べ人数で400人/451人となっている。しかしその所属機関は極めて多様であるといえる。また、心理職には継続参加者が多いのが特徴的である。医師は、実人数で精神科3人、小児科1人、公衆衛生専門医2人(延べ人数18人)であった。

所属別にみると精神保健センター(延べ58人)、児童相談所(延べ82人)、教育センター(延べ121人)の3相談機関が圧倒的に多かった(計261人)。現場の教師も小学校、中学校、高校、その他合わせると延べ125人が参加している。ちなみに、小学校は9校、中学校は8校、高校は14校、養護学校とろう学校が各1校の計33校も

の学校からの参加があった。また、学校以外の相談機関等は、合計すると18カ所にもなっている。

参加回数についてみると、表一から分かるように、10回以上の参加者は9人にすぎず、一方1回~2回の参加者は77人にのぼっている。

つまり、精神保健センター、児童相談所、教育センターの、医療・福祉・教育の3相談機関からの数人が中心となり、現場の教師や相談機関等のスタッフが必要に応じて参加し、報告事例によっては関係者にも声を掛け合っただけで例会が続いているといえよう。

IV 考 察

10年余りにわたり、以上のような懇話会活動が続けてきたわけであるが、その過程で、当初意図したことがら(勉強会としての機能および関係者・関係機関の連携・ネットワーク作り)が、現実に移されてきたと考えられる。医療という立場からの援助やコンサルテーションについても、精神保健センターが会場となり、センタースタッフが参加することによって、医療機関としての精神保健センターがネットワークの

重要な要となることができ、それによって、継続的に幅広く医療的援助やコンサルテーションのニーズに応えることが可能となっていく。

以下、懇話会活動の内容の経過を追いつながりながら懇話会は何をしてきたのか、どのような役割を持っていたのか考えてみたい。

1. 経過と変化

経過を検討してみると、2年ないし3年を周期に懇話会の活動内容や性格に変化がみとめられた。それぞれの時期についての特徴は次の通りであった。

① 第1期 (第1回～第9回)

教育、福祉、医療の相談機関でとにかく集まってみようと思ったので、参加メンバーは相談機関の職員が多かった。児童福祉のケースワーカーの参加も少なくなかった。例会の内容は、情報交換と事例検討で、精神科医の講義(精神保健センターの相談事例の現状)を含め4回の例会が情報交換、現状報告等にあてられていた。それぞれの機関がどのようなところで、どんな人がどんなことをしているか、どんなことが得意か、等を互いに知り合っていた時期といえる。また、それぞれの相談機関やメンバーがその役割や活動の仕方、関わり方を模索していた時期でもあった。

② 第2期 (第10回～第19回)

口コミで、中学校からの参加が増えてきた。学校現場で教師仲間呼びかけ、この問題にたいして実際に取り組み始めようとしていた人たちであった。自分のクラスに不登校の子どもをかかえた教師達も参加するようになった。

例会では、諸相談機関と学校現場から事例が報告され、事例の検討を通して登校拒否・不登校という現象についての理解を深めていった。第15回の例会では、親のグループカウンセリングについて、精神保健センター、児童相談所、教育センターから活動報告がなされた。これら三機関では、本懇話会のメンバーが核となってそれぞれ独自の方法で、登校拒否の親の会の組

織化やグループワークが行われていた。

この時期は、参加メンバーが中心となって、シンポジウムを開催し、社会に向かって働きかけたり、幾つかの親やこどものグループ作りやグループ活動が行われた時期でもある。

つまり第2期は、現場教師を加え、第1期においては模索中であった相談機関が連携協力しながら、それぞれ新たな取り組みをはじめ、個々の参加メンバーも、それぞれの持ち場で、活動をはじめた時期といえる。

③ 第3期 (第20回～第28回)

第2期の後半より、養護教員の参加が見られるようになった。いくつかの相談機関でも人事移動があり、参加メンバーの顔ぶれも変わってきた。

一方、この時期は、各相談機関や自主グループでの相談・援助活動の体制が整い、軌道にのりはじめ、メンバー達はそれぞれの場で活動したり、研究会や研修会、グループ活動やシンポジウムを企画していた。懇話会で知り合ったもの同士でそれらの企画に互いに協力し合った時期である。

懇話会の例会では、講義や活動報告等が大半を占めるようになった。事例検討・事例報告は学校現場からではなく相談機関からなされている。懇話会自身が相談機関の新人や、新たなメンバーにたいして研修的な役割を負い、第1期の時のように互いを知り合う場を提供をしていたといえよう。

④ 第4期 (第29回～37回)

高校の現場からの参加者が増えてきた。不登校の生徒をかかえるクラス担任だけでなく、教育相談担当教員や養護教員などが熱心なメンバーとなって参加している。従来、義務教育である小学校、中学校と比較すると、高校では、登校拒否についての関心は低く、不登校が長引きそのまま退学というケースも少なくなかった。しかし、退学者の増加が無視のできない社会的教育的問題となり、高校の現場でも登校拒否への関心が高まってきていたことを反映したもの

と考えられる。

例会の内容も再び事例が中心となり、9回中8回、事例検討を行っている。そして、その事例も、年長者が多く、8例中6例が高校生以上であった。また、自閉症や著しい性格の偏りをもつ事例、小学校、中学校時代からずっと学校不適応・不登校等の問題をもち続けている事例など、長期の関わりが必要な複雑困難な事例が多かった。事例の幅が広がり、検討の深まりがみられているといえよう。

2. 懇話会の役割と意義

以上のような経過の中で、本懇話会は何をしてきたのか、何ができたのか、そしてそうしたことが何故できたのか、という視点から本懇話会の役割と意義を次にまとめてみたい。

① 理解の深まり

筆者自身を始めとして参加メンバーは本懇話会を通して、登校拒否・不登校という現象への理解を深めていくことができた。

その最大の理由は、多機関多職種メンバーが、それぞれの立場から具体的な事例や実践をもとに、報告し合い、議論しあったことであろう。異なる視点からの率直な意見や指摘は、非常に有益であった。登校拒否・不登校という現象を、心理学的、精神医学的、教育的、福祉的な視点、さらに、社会病理学的視点などから迫っていったと考える。

② 具体的援助実践

第二に挙げられるのは、懇話会での議論や事例検討が、実際の活動に根ざしており、即実践につながっていた、ということであろう。

検討された事例は、複数の相談機関や関係者が関わっていたものが少なくなく、例会での検討を通して、関係者や関係機関の協力体制ができ、連携して援助を行っていくことができた。

不登校の児童生徒や家族と直接関わり、この問題を自分の問題として取り組んでいるメンバーが、どうすればよりよい関わりや援助ができるかと、議論検討をする場が、この懇話会であ

った。

③ 援助のネットワーク

検討された事例に対して、連携協力して対応していくに留まらず、参加メンバー同士の日常の相談活動や援助活動の中での連携が強まった。さらにメンバーの所属機関や他の相談機関との連携もスムーズに適切に行われるようになり、援助のネットワークが広がっていった。

④ 広がり

懇話会を構成するメンバーは、それぞれの持ち場に帰って、登校拒否・不登校という問題についてキーパーソンとなって活動を展開している。

不登校の親の会、子供の会、子供と親と教師の会などの自主グループをつくったり、職場の仲間で勉強会を始めたり、学校内で登校拒否についての研修会を開催したり、地域でシンポジウムを開催したりというように、それぞれの立場で実践と啓発をしていった。そしてそうした活動には、必要とあらば懇話会のメンバーは互いに協力を惜しまなかった。

登校拒否・不登校という現象を自らの問題としたメンバー達は、自分に何ができるか、何をすべきかと自問しつつ模索から実践へ、とそれぞれの立場で活動を展開していつている。

⑤ オリエンテーションと研修

懇話会には1～2回のみ参加のメンバーも多い。彼らにとっての懇話会の意味は何だったのであろうか。彼らは、主として相談機関の新任スタッフやはじめて登校拒否の児童生徒に関わった現場の教師であり、懇話会のメンバーである同僚からの口コミで参加していた。

彼らの多くは、事例を提示したり報告者になったりすることはなかったが、例会に参加することで、登校拒否という現象をどのように捉えていくことができるかという視点を広げることができたのではないかと。また、多機関、多職種の存在を知ることができ、この問題にどのように関わっていけば良いかについて、オリエンテ

ーションあるいは研修という意味を持ったと考えられる。

本懇話会の性格を以下のようにまとめることもできよう。

第一に、この問題に主体的に、積極的に取り組もうとしている人が、懇話会の中心メンバーとしてそれぞれの時期に常に存在していた。第二に、実践に根ざし、その中で模索しながらの活動であった。第三に、医療との接点も持つ、多職種多機関の集まりであった。第四に、立場や考えの違いを包含し、拘束の少ない集まりであった。第五に、必要に応じた活動内容をしていくことのできる柔軟な方針で会が運営されていた。

このような性格の会であったからこそ、上記に述べたような意義と役割を持った活動を続けてこられたと考える。

V おわりに

登校拒否・不登校という現象が広がるにつれて、その存在は社会的認知を得、市民権を得てきている。教育関係者間での勉強会や研修会も盛んになっている。また、本懇話会に参加したメンバーは、それぞれの現場で核となり、新たな活動を展開していつている。そうした社会的状況の変化のなかでも、やはり、このささやかな懇話会は福祉や医療との接点を持つという点で、その独自の存在意義を保っている。第38回以後も、精神保健センターのスタッフが事務局を担当し、例会が続けられている。

最後に、懇話会の発案者の一人であり、今日まで中心メンバーの一員として参加、ご指導くださった本学教授の金子進之助先生をはじめ、懇話会のメンバー諸氏および精神保健センターのスタッフの方々に心から感謝の意を表します。

(注)

(1) 「登校拒否」は、その表現自体が不適切である、との議論もあり、定義も人により、時代により若干異なっているが、本稿では、「本人や家族は、学校に行きたい、行かねばならないと思っているが、何らかの要因で行けなくなっている状態（単なる身体的、社会経済的理由を除く）」を「登校拒否」という言葉を用いて表現する。さらに広く、登校していない状態を示す言葉として「不登校」を用いる。

尚、「登校拒否問題懇話会」という名称は、発会当時のまま継続して用いているが、会の活動内容からすると広く「不登校問題懇話会」としたほうが妥当であると筆者は考えている。

(2) 文部省は1989年「学校不応対策調査研究協力者会議」発足させ、「登校拒否は情緒などに問題を持つ例外的な子供」という考えを改め、「どの子にも起こりうるもの」という視点に立つようになった。

登校拒否の児童生徒数は文部省の学校基本調査によると、1992年度は小学校で0.15%、中学校で1.16%で、10年前の3～4倍にのぼっている。